

平成 27 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 アウンコンサルティング株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 信 太 明
(コード番号 2459 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員
坂 田 崇 典
T E L 0 3 - 5 8 0 3 - 2 7 2 7

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 27 年 8 月 25 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- ② 当社は、平成27年5月25日の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、平成27年8月25日開催予定の当社第17期定時株主総会の承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、定款の一部変更を行います。
- ③ 株主総会及び取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第12条(招集権者および議長)及び第19条(取締役会)について、所要の変更を行うものであります。
- ④ 改正会社法によって、責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年8月25日(火)
定款変更の効力発生日	平成27年8月25日(火)

以上

【別紙】

(下線 は、変更を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを、その目的とする。</p> <p>1.～19. (条文省略) (新設)</p> <p><u>20. ～21.</u> (条文省略)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを、その目的とする。</p> <p>1.～19. (現行どおり) <u>20. ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務。</u> <u>21. ～22.</u> (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p>
<p>第 6 条～第 9 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 10 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p>第 10 条～第 11 条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。取締役<u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、<u>代表</u>取締役が招集し、その議長となる。<u>代表</u>取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

<p>第 13 条～第 15 条（条文省略）</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数） 第 16 条 当会社に<u>取締役 7 名以内を置く。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（選任） 第 17 条 <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>（新設）</p> <p>② （条文省略）</p> <p>（任期） 第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任</u>取締役の残任期間とする。</p> <p>（取締役会） 第 19 条 取締役会は、取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。取締役<u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② （条文省略）</p>	<p>第 13 条～第 15 条（現行どおり）</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数） 第 16 条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、7 名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、3 名以上とする。</u></p> <p>（選任） 第 17 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ （現行どおり）</p> <p>（任期） 第 18 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠または増員のため選任された<u>監査等委員である取締役</u>の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役</u>の残任期間とする。</p> <p>（取締役会） 第 19 条 取締役会は、<u>代表</u>取締役が招集し、その議長となる。<u>代表</u>取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② （現行どおり）</p>
---	---

<p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第 20 条 <u>取締役会は取締役の中から代表取締役 1 名を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第 21 条 <u>当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第 20 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長および代表取締役各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (削除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 21 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 22 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(非業務執行取締役等についての責任限定契約)</p> <p>第 23 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)と締結すること</u></p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の組織)</u></p> <p><u>第 24 条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 25 条 監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第 26 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 28 条～第 30 条 (条文省略)</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 31 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計算</p> <p><u>第 32 条～第 35 条 (条文省略)</u></p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 27 条～第 29 条 (現行どおり)</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 30 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計算</p> <p><u>第 31 条～第 34 条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第 17 回定時株主総会開催日以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>